新旧対照表

○　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準　（赤文字及び下線部分は改正部分）

改定後	改定前	備考
処　分　基　準 令和５年２月１日作成 法　　令　　名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（１６－２） 根　拠　条　項：第１４条第１項 処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 処　分　基　準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり 問 い 合 わ せ 先：生活安全部少年課企画係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	処　分　基　準 令和４年４月１日作成 法　　令　　名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（１６－２） 根　拠　条　項：第１４条第１項 処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法 令 の 定 め： 処　分　基　準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり 問 い 合 わ せ 先：生活安全部少年課企画係（０４３－２０１－０１１０） 備　　考：	作成日の修正

処　分　基　準

令和５年２月１日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（１６－５）
根　拠　条　項：	第１５条第２項第２号
処　分　の　概　要：	インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：	千葉県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり
問い合わせ先：	生活安全部少年課企画係（０４３－２０１－０１１０）
備　　考：	

処　分　基　準

令和４年４月１日作成

法　　令　　名：	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（１６－５）
根　拠　条　項：	第１５条第２項第２号
処　分　の　概　要：	インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：	千葉県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり
問い合わせ先：	生活安全部少年課企画係（０４３－２０１－０１１０）
備　　考：	

作成日の修正

別紙

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準

（趣旨）

第１条　この基準は、インターネット異性紹介事業者が行った事業停止命令対象行為に対し都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が事業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　事業停止命令　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号。以下「本法」という。）第１４条第１項又は第１５条第２項第２号の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

(2)　事業停止命令対象行為　インターネット異性紹介事業に関して行われた本法第８条第２号に規定する罪（本法に規定する罪にあっては、第３１条の罪及び同条の罪に係る第３５条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪でインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成２０年政令第３４６号）第１条各号に掲げるものに当たる行為をいう。

(3)　事業停止期間　事業停止命令においてインターネット異性紹介事業者が事業を停止しなければならないこととする期間をいう。

別紙

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準

（趣旨）

第１条　この基準は、インターネット異性紹介事業者が行った事業停止命令対象行為に対し都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が事業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　事業停止命令　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号。以下「本法」という。）第１４条第１項又は第１５条第２項第２号の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

(2)　事業停止命令対象行為　インターネット異性紹介事業に関して行われた本法第８条第２号に規定する罪（本法に規定する罪にあっては、第３１条の罪及び同条の罪に係る第３５条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪でインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成２０年政令第３４６号）第１条各号に掲げるものに当たる行為をいう。

(3)　事業停止期間　事業停止命令においてインターネット異性紹介事業者が事業を停止しなければならないこととする期間をいう。

（事業停止命令対象行為の分類）

第３条　事業停止命令対象行為は、別表に定めるとおり、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ及びＮに分類するものとする。

（事業停止命令を行うべき場合）

第４条　インターネット異性紹介事業者がＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類される事業停止命令対象行為を行ったと認めるときは、事業停止命令を行うものとする。ただし、当該事業停止命令対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が極めて軽微であると認められるときは、この限りではない。

２　インターネット異性紹介事業者がＦ又はＮに分類される事業停止命令対象行為を行ったと認める場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、事業停止命令を行うものとする。

(1)　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為と同種又は類似の事業停止命令対象行為を繰り返し行っているとき。

(2)　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業停止命令を受けたことがあるとき。

(3)　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為を行った日前３年以内に当該インターネット異性紹介事業者が指示を受けたことがあるとき。

(4)　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、当該事業停止命令対象行為に対する指導又は警告に従わず、当該事業停止命令対象行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他インターネット異性紹介事業者が引き続きインターネット異性紹介事業を行った場合に児童の健全な育成に著しく障害を及ぼすと認められるとき。

３　前２項の規定にかかわらず、当該インターネット異性紹介事業者に対し、インタ

（事業停止命令対象行為の分類）

第３条　事業停止命令対象行為は、別表に定めるとおり、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ及びＮに分類するものとする。

（事業停止命令を行うべき場合）

第４条　インターネット異性紹介事業者がＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ又はＥに分類される事業停止命令対象行為を行ったと認めるときは、事業停止命令を行うものとする。ただし、当該事業停止命令対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が極めて軽微であると認められるときは、この限りではない。

２　インターネット異性紹介事業者がＦ又はＮに分類される事業停止命令対象行為を行ったと認める場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、事業停止命令を行うものとする。

(1)　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為と同種又は類似の事業停止命令対象行為を繰り返し行っているとき。

(2)　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為を行った日前５年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業停止命令を受けたことがあるとき。

(3)　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為を行った日前３年以内に当該インターネット異性紹介事業者が指示を受けたことがあるとき。

(4)　インターネット異性紹介事業者が当該事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、当該事業停止命令対象行為に対する指導又は警告に従わず、当該事業停止命令対象行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他インターネット異性紹介事業者が引き続きインターネット異性紹介事業を行った場合に児童の健全な育成に著しく障害を及ぼすと認められるとき。

３　前２項の規定にかかわらず、当該インターネット異性紹介事業者に対し、インタ

ーネット異性紹介事業の廃止を命ずるときは、事業停止命令を行わないものとする。

（基準期間等）

第５条　事業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ単に「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる事業停止命令対象行為の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　A　基準期間、短期、長期とも６月

(2)　B　基準期間は４月、短期は２月、長期は６月

(3)　C　基準期間は２月、短期は１月、長期は４月

(4)　D　基準期間は１月、短期は１４日、長期は２月

(5)　E　基準期間は１４日、短期は７日、長期は１月

(6)　F　基準期間は７日、短期は３日、長期は１４日

(7)　N　基準期間、短期、長期とも６月

第６条　インターネット異性紹介事業者が行った１個の行為が２個以上の事業停止命令対象行為に該当するものである場合は、前条の規定にかかわらず、各事業停止命令対象行為について前条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

第７条　事業停止命令対象行為に該当する行為が２個以上行われた場合において１個の事業停止命令を行うときは、第５条の規定にかかわらず、各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、３０日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を基準期間とし、各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた長期のうち最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、３０日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１

ーネット異性紹介事業の廃止を命ずるときは、事業停止命令を行わないものとする。

（基準期間等）

第５条　事業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ単に「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる事業停止命令対象行為の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　A　基準期間、短期、長期とも６月

(2)　B　基準期間は４月、短期は２月、長期は６月

(3)　C　基準期間は２月、短期は１月、長期は４月

(4)　D　基準期間は１月、短期は１４日、長期は２月

(5)　E　基準期間は１４日、短期は７日、長期は１月

(6)　F　基準期間は７日、短期は３日、長期は１４日

(7)　N　基準期間、短期、長期とも６月

第６条　インターネット異性紹介事業者が行った１個の行為が２個以上の事業停止命令対象行為に該当するものである場合は、前条の規定にかかわらず、各事業停止命令対象行為について前条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

第７条　事業停止命令対象行為に該当する行為が２個以上行われた場合において１個の事業停止命令を行うときは、第５条の規定にかかわらず、各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、３０日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を基準期間とし、各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた長期のうち最も長いもの（その最も長いものが１月である場合にあっては、３０日）にその２分の１の期間を加算した期間（その期間に１

日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び６月を超えることはできない。

第８条　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令を受けた日から５年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為でＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ又はＮに分類されるものを行った場合において事業停止命令を行うときは、第５条の規定にかかわらず、当該事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ２を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、６月を超えることはできない。

（事業停止期間の決定）

第９条　事業停止期間は、第５条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第５条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

(1)　事業停止命令対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が軽微であること。

(2)　インターネット異性紹介事業者が暴行又は脅迫を受けて事業停止命令対象行為を行ったこと。

(3)　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令の対象とする事業停止命令対象行為と同種又は類似の事業停止命令対象行為が将来において行われることを防止するための措置又は事業停止命令の対象とする事業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは児童の健全な育成に及ぼす障害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいこと。

日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び６月を超えることはできない。

第８条　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令を受けた日から５年以内に当該インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為でＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ又はＮに分類されるものを行った場合において事業停止命令を行うときは、第５条の規定にかかわらず、当該事業停止命令対象行為について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ２を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、６月を超えることはできない。

（事業停止期間の決定）

第９条　事業停止期間は、第５条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第５条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

(1)　事業停止命令対象行為により生じた児童の健全な育成に及ぼす障害が軽微であること。

(2)　インターネット異性紹介事業者が暴行又は脅迫を受けて事業停止命令対象行為を行ったこと。

(3)　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令の対象とする事業停止命令対象行為と同種又は類似の事業停止命令対象行為が将来において行われることを防止するための措置又は事業停止命令の対象とする事業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは児童の健全な育成に及ぼす障害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいこと。

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第５条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。 (1)　事業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。 (2)　事業停止命令対象行為により児童の健全な育成に障害を及ぼす重大な結果が生じたこと。 (3)　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為を行った日前５年以内に同種又は類似の事業停止命令対象行為を理由として、事業停止命令又は指示を受けたことがあること。 (4)　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。 (5)　インターネット異性紹介事業者に改悛の情が見られないこと。 附　則 この基準は、平成２０年１２月１日から施行する。 附　則 この基準は、平成２４年４月１日から施行する。 附　則 この基準は、令和４年４月１日から施行する。 附　則 この基準は、令和５年２月１日から施行する。	３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第５条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。 (1)　事業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。 (2)　事業停止命令対象行為により児童の健全な育成に障害を及ぼす重大な結果が生じたこと。 (3)　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為を行った日前５年以内に同種又は類似の事業停止命令対象行為を理由として、事業停止命令又は指示を受けたことがあること。 (4)　インターネット異性紹介事業者が事業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。 (5)　インターネット異性紹介事業者に改悛の情が見られないこと。 附　則 この基準は、平成２０年１２月１日から施行する。 附　則 この基準は、平成２４年４月１日から施行する。 附　則 この基準は、令和４年４月１日から施行する。	附則を追加

別表（第３条関係）

事業停止命令対象行為	分類
（１）　本法第３２条第１号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（事業開始届出義務違反）	N
（２）　本法第３２条第２号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（名義貸し）	N
（３）　本法第３２条第３号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（指示に違反する行為）	B
（４）　本法第３３条に規定する罪に当たる行為（禁止誘引行為）	B
（５）　本法第３４条第１号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（開始届出書等虚偽記載）	F
（６）　本法第３４条第２号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載）	F
（７）　本法第３４条第３号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（報告・資料の提出義務違反）	D
（８）　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条又は第６条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
（９）　刑法第１３６条又は第１３７条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(10)　刑法第１７４条に規定する罪又は同法第１７５条第１項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）に当たる行為	E
(11)　刑法第１７６条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第１７７条に規定する罪（児童に対す	C

別表（第３条関係）

事業停止命令対象行為	分類
（１）　本法第３２条第１号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（事業開始届出義務違反）	N
（２）　本法第３２条第２号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（名義貸し）	N
（３）　本法第３２条第３号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（指示に違反する行為）	B
（４）　本法第３３条に規定する罪に当たる行為（禁止誘引行為）	B
（５）　本法第３４条第１号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（開始届出書等虚偽記載）	F
（６）　本法第３４条第２号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載）	F
（７）　本法第３４条第３号に規定する罪又は当該罪に係る同法第３５条に規定する罪に当たる行為（報告・資料の提出義務違反）	D
（８）　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条又は第６条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
（９）　刑法第１３６条又は第１３７条に規定する罪（児童に販売する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(10)　刑法第１７４条に規定する罪又は同法第１７５条第１項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）に当たる行為	E
(11)　刑法第１７６条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第１７７条に規定する罪（児童に対す	C

る性交等に係るものに限る。)、同法第１７８条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。)、同法第１７９条に規定する罪、同法第１８０条（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）又は同法第１８２条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	
(12)　刑法第１８１条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）に当たる行為	B
(13)　刑法第１８６条第２項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(14)　刑法第１８７条第１項又は第２項に規定する罪に当たる行為	D
(15)　刑法第１８７条第３項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(16)　刑法第２２４条から第２２６条まで（第２２５条の２を除く。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。)、同法第２２６条の２に規定する罪（児童を売買する行為に係るものに限る。)、同法第２２６条の３に規定する罪（児童を移送する行為に係るものに限る。)、同法第２２７条第１項から第３項までに規定する罪（児童を引き渡し、収受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。)、同条第４項に規定する罪（略取され又は誘拐された児童を収受する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第２２７条第４項後段に規定する罪を除く。）に係る同法第２２８条に規定する罪に当た	C

る性交等に係るものに限る。)、同法第１７８条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。)、同法第１７９条に規定する罪、同法第１８０条（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）又は同法第１８２条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	
(12)　刑法第１８１条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）に当たる行為	B
(13)　刑法第１８６条第２項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C
(14)　刑法第１８７条第１項又は第２項に規定する罪に当たる行為	D
(15)　刑法第１８７条第３項に規定する罪（児童と授受する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(16)　刑法第２２４条から第２２６条まで（第２２５条の２を除く。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。)、同法第２２６条の２に規定する罪（児童を売買する行為に係るものに限る。)、同法第２２６条の３に規定する罪（児童を移送する行為に係るものに限る。)、同法第２２７条第１項から第３項までに規定する罪（児童を引き渡し、収受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させる行為に係るものに限る。)、同条第４項に規定する罪（略取され又は誘拐された児童を収受する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第２２７条第４項後段に規定する罪を除く。）に係る同法第２２８条に規定する罪に当た	C

る行為	
(17)　刑法第２２５条の２に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）又は当該罪（同法第２２５条の２第１項に係る部分に限る。）に係る同法第２２８条に規定する罪に当たる行為	B
(18)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第１項又は第４条に規定する罪（児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(19)　労働基準法第１１７条に規定する罪（児童に労働を強制する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第１２１条に規定する罪に当たる行為	C
(20)　労働基準法第１１８条第１項（同法第５６条に係る部分に限る。）若しくは第１１９条第１号（同法第６１条又は第６２条に係る部分に限る。）に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第１２１条に規定する罪に当たる行為	D
(21)　職業安定法第６３条第１号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）、同条第２号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集、児童に対する労働者の募集に関する情報若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第６７条に規定する罪に当たる行為	C

る行為		
(17)　刑法第２２５条の２に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）又は当該罪（同法第２２５条の２第１項に係る部分に限る。）に係る同法第２２８条に規定する罪に当たる行為	B	
(18)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第１項又は第４条に規定する罪（児童に販売し、又は供与する行為に係るものに限る。）に当たる行為	F	
(19)　労働基準法第１１７条に規定する罪（児童に労働を強制する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第１２１条に規定する罪に当たる行為	C	
(20)　労働基準法第１１８条第１項（同法第５６条に係る部分に限る。）若しくは第１１９条第１号（同法第６１条又は第６２条に係る部分に限る。）に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第１２１条に規定する罪に当たる行為	D	
(21)　職業安定法第６３条第１号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者供給に係るものに限る。）、同条第２号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第６７条に規定する罪に当たる行為	C	施行令の改正に伴う所要の整備を実施

(22)　児童福祉法第６０条第１項に規定する罪又は当該罪に係る同法第６２条の３に規定する罪に当たる行為	A
(23)　児童福祉法第６０条第２項（同法第３４条第１項第４号の３、第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）に規定する罪又は当該罪に係る同法第６２条の３に規定する罪に当たる行為	C
(24)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第５０条第１項第４号（同法第２２条第１項第６号に係る部分を除く。）、第５号（同法第２８条第１２項第５号に係る部分を除く。）、第６号、第８号（同法第３１条の１３第２項第６号に係る部分を除く。）若しくは第９号に規定する罪、同法第５０条第１項第４号（同法第２２条第１項第６号に係る部分に限る。）、第５号（同法第２８条第１２項第５号に係る部分に限る。）若しくは第８号（同法第３１条の１３第２項第６号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第５６条に規定する罪に当たる行為	D
(25)　大麻取締法第２４条の２に規定する罪（児童から譲り受け、又は児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第２４条の３に規定する罪（大麻から製造された医薬品を児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）に規定する罪又はこれらの罪（同法第２４条の２第１項及び第２４条の３第１項に規定する罪を除く。）に係る同法第２７条に規定する罪に当たる行為	C
(26)　大麻取締法第２４条の７に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第２５条第１項第１号に規定する罪又は同号に規定する罪に係る同法第２７条に規定する罪に当たる行為	D

(22)　児童福祉法第６０条第１項に規定する罪又は当該罪に係る同法第６２条の３に規定する罪に当たる行為	A
(23)　児童福祉法第６０条第２項（同法第３４条第１項第４号の３、第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）に規定する罪又は当該罪に係る同法第６２条の３に規定する罪に当たる行為	C
(24)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第５０条第１項第４号（同法第２２条第１項第６号に係る部分を除く。）、第５号（同法第２８条第１２項第５号に係る部分を除く。）、第６号、第８号（同法第３１条の１３第２項第６号に係る部分を除く。）若しくは第９号に規定する罪、同法第５０条第１項第４号（同法第２２条第１項第６号に係る部分に限る。）、第５号（同法第２８条第１２項第５号に係る部分に限る。）若しくは第８号（同法第３１条の１３第２項第６号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第５６条に規定する罪に当たる行為	D
(25)　大麻取締法第２４条の２に規定する罪（児童から譲り受け、又は児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第２４条の３に規定する罪（大麻から製造された医薬品を児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）に規定する罪又はこれらの罪（同法第２４条の２第１項及び第２４条の３第１項に規定する罪を除く。）に係る同法第２７条に規定する罪に当たる行為	C
(26)　大麻取締法第２４条の７に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第２５条第１項第１号に規定する罪又は同号に規定する罪に係る同法第２７条に規定する罪に当たる行為	D

(27)　競馬法第３０条第３号に規定する罪（児童に勝馬投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）又は同法第３１条第１号に規定する罪に当たる行為	C
(28)　競馬法第３４規定する罪（児童による同法第２８条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(29)　自転車競技法第５６条第２号に規定する罪（児童に勝者投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第５７条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第６９条に規定する罪に当たる行為	C
(30)　自転車競技法第５９条に規定する罪（児童による同法第９条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第６９条に規定する罪に当たる行為	F
(31)　小型自動車競走法第６１条第２号に規定する罪（児童に勝車投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第６２条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第７４条に規定する罪に当たる行為	C
(32)　小型自動車競走法第６４条に規定する罪（児童による同法第１３条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第７４条に規定する罪に当たる行為	F
(33)　毒物及び劇物取締法第２４条の２第１号に規定する罪（児童に販売し、又は授与する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第２６条に規定する罪に当たる行為	D

(27)　競馬法第３０条第３号に規定する罪（児童に勝馬投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）又は同法第３１条第１号に規定する罪に当たる行為	C
(28)　競馬法第３４規定する罪（児童による同法第２８条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）に当たる行為	F
(29)　自転車競技法第５６条第２号に規定する罪（児童に勝者投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第５７条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第６９条に規定する罪に当たる行為	C
(30)　自転車競技法第５９条に規定する罪（児童による同法第９条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第６９条に規定する罪に当たる行為	F
(31)　小型自動車競走法第６１条第２号に規定する罪（児童に勝車投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第６２条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第７４条に規定する罪に当たる行為	C
(32)　小型自動車競走法第６４条に規定する罪（児童による同法第１３条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第７４条に規定する罪に当たる行為	F
(33)　毒物及び劇物取締法第２４条の２第１号に規定する罪（児童に販売し、又は授与する行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第２６条に規定する罪に当たる行為	D

(34)　モーターボート競走法第６５条第２号に規定する罪（児童に勝舟投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第６６条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第７１条に規定する罪に当たる行為	C
(35)　モーターボート競走法第６９条に規定する罪（児童による同法第１２条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第７１条に規定する罪に当たる行為	F
(36)　覚醒剤取締法第４１条の２に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第４１条の３（同法第１９条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第４１条の３（同法第２０条第２項又は第３項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第４１条の４（同法第３０条の９第１項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第４１条の４（同法第３０条の１１に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第４１条の５第１項第３号に規定する罪、同法第４１条の１１若しくは第４１条の１３に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第４１条の２第１項、第４１条の３第１項、４１条の４第１項、第４１条の１１及び第４１条の１３に規定する罪を除く。）に係る同法第４４条に規定する罪に当たる行為	C

(34)　モーターボート競走法第６５条第２号に規定する罪（児童に勝舟投票類似の行為をさせる行為に係るものに限る。）、同法第６６条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第７１条に規定する罪に当たる行為	C
(35)　モーターボート競走法第６９条に規定する罪（児童による同法第１２条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第７１条に規定する罪に当たる行為	F
(36)　覚醒剤取締法第４１条の２に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第４１条の３（同法第１９条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第４１条の３（同法第２０条第２項又は第３項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第４１条の４（同法第３０条の９第１項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第４１条の４（同法第３０条の１１に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して使用する行為に係るものに限る。）、同法第４１条の５第１項第３号に規定する罪、同法第４１条の１１若しくは第４１条の１３に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第４１条の２第１項、第４１条の３第１項、４１条の４第１項、第４１条の１１及び第４１条の１３に規定する罪を除く。）に係る同法第４４条に規定する罪に当たる行為	C

(37)　麻薬及び向精神薬取締法第６４条の２に規定する罪（児童に譲り渡し、児童から譲り受け、又は児童に交付する行為に係るものに限る。）、同法第６４条の３に規定する罪（児童に対して施用する行為に係るものに限る。）、同法第６６条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第６６条の２（同法第２７条第１項、第３項又は第４項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第６６条の４に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第６８条の２に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第６９条第５号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第６号に規定する罪又はこれらの罪（同法第６４条の２第１項、第６４条の３第１項、第６６条第１項、第６６条の２第１項、第６６条の４第１項及び第６８条の２に規定する罪を除く。）に係る同法第７４条に規定する罪に当たる行為	C
(38)　麻薬及び向精神薬取締法第６９条の５に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第７０条第１７号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第１８号に規定する罪又はこれらの罪（同法第６９条の５に規定する罪を除く。）に係る同法第７４条に規定する罪に当たる行為	D
(39)　あへん法第５２条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第５４条の３に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をす	C

(37)　麻薬及び向精神薬取締法第６４条の２に規定する罪（児童に譲り渡し、児童から譲り受け、又は児童に交付する行為に係るものに限る。）、同法第６４条の３に規定する罪（児童に対して施用する行為に係るものに限る。）、同法第６６条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第６６条の２（同法第２７条第１項、第３項又は第４項に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第６６条の４に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第６８条の２に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第６９条第５号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第６号に規定する罪又はこれらの罪（同法第６４条の２第１項、第６４条の３第１項、第６６条第１項、第６６条の２第１項、第６６条の４第１項及び第６８条の２に規定する罪を除く。）に係る同法第７４条に規定する罪に当たる行為	C
(38)　麻薬及び向精神薬取締法第６９条の５に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第７０条第１７号に規定する罪（児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同条第１８号に規定する罪又はこれらの罪（同法第６９条の５に規定する罪を除く。）に係る同法第７４条に規定する罪に当たる行為	D
(39)　あへん法第５２条に規定する罪（児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。）、同法第５４条の３に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をす	C

る行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第５２条第１項及び第５４条の３に規定する罪を除く。）に係る同法第６１条に規定する罪に当たる行為	
(40)　売春防止法第５条に規定する罪、同法第６条第１項に規定する罪（児童をその相手方とする売春の周旋をする行為に係るものに限る。）、同条第２項第１号に規定する罪（児童を売春の相手方となるように勧誘する行為に係るものに限る。）又は同項第２号若しくは第３号に規定する罪に当たる行為	D
(41)　売春防止法第７条、第１０条若しくは第１２条に規定する罪（児童に売春をさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第７条に規定する罪を除く。）に係る同法第１４条に規定する罪に当たる行為	C
(42)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第５８条に規定する罪（児童である労働者を対象とする労働者派遣に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第６２条に規定する罪に当たる行為	C
(43)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第３２条若しくは第３３条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第３６条に規定する罪に当たる行為	C
(44)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第３５条に規定する罪（児童による同法第９条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第３６条に規定する罪に当たる行為	F
(45)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる行為	A

る行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第５２条第１項及び第５４条の３に規定する罪を除く。）に係る同法第６１条に規定する罪に当たる行為	
(40)　売春防止法第５条に規定する罪、同法第６条第１項に規定する罪（児童をその相手方とする売春の周旋をする行為に係るものに限る。）、同条第２項第１号に規定する罪（児童を売春の相手方となるように勧誘する行為に係るものに限る。）又は同項第２号若しくは第３号に規定する罪に当たる行為	D
(41)　売春防止法第７条、第１０条若しくは第１２条に規定する罪（児童に売春をさせる行為に係るものに限る。）又はこれらの罪（同法第７条に規定する罪を除く。）に係る同法第１４条に規定する罪に当たる行為	C
(42)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第５８条に規定する罪（児童である労働者を対象とする労働者派遣に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第６２条に規定する罪に当たる行為	C
(43)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第３２条若しくは第３３条第２号に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第３６条に規定する罪に当たる行為	C
(44)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第３５条に規定する罪（児童による同法第９条の規定に違反する行為があった場合における当該違反行為の相手方となる行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第３６条に規定する罪に当たる行為	F
(45)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる行為	A

(46)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第６号に係る部分に限る。）に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C	(46)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項（第６号に係る部分に限る。）に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）に当たる行為	C	
(47)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条（第１項第１０号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	B	(47)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条（第１項第１０号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	B	
(48)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	D	(48)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。）に当たる行為	D	
(49)　特定複合観光施設区域整備法第２３７条第１項第６号（同法第６９条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。）に当たる行為	C	（新設）		施行令の改正により業務停止命令対象行為が追加されたことに伴い基準を追加
(50)　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第２０条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第２２条第１項に規定する罪に当たる行為	C	（新設）		同上
(51)　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第２１条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又は当該罪に係る同法第２２条第１項に規定する罪に当たる行為	D	（新設）		同上

(52)　次に掲げる行為又はこれらに類する行為であって、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているものに当たる行為 イ　児童と淫行をすること。 ロ　児童に対しわいせつな行為をすること。 ハ　児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。 ニ　児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。	E	(49)　次に掲げる行為又はこれらに類する行為であって、当該行為が行われた場所を管轄する都道府県の条例の規定により罪とされているものに当たる行為 イ　児童と淫行をすること。 ロ　児童に対しわいせつな行為をすること。 ハ　児童に淫行又はわいせつな行為の方法を教えること。 ニ　児童に淫行又はわいせつな行為を見せること。	E	番号ずれ